

資料 1

令和 4 年 月 日

有床診療所の活性化を目指す議員連盟 御中

全国有床診療所連絡協議会
会長 斎藤 義郎

令和 6 年度診療報酬改定は 2025 年問題を間近に控えての医療報酬・介護報酬・障害福祉サービスのトリプル改定であり、今後の四半世紀の日本の医療・介護・福祉の方向性を決める重要な改定となることは間違いない。

有床診療所は地域において、「在宅・介護施設への受け渡し」、「専門医療の提供」、「緊急時対応」、「在宅医療の拠点」、「終末期医療」等の様々な機能を担っており、地域包括ケアシステムの中で大きな役割が期待されているが、現状の有床診療所の経営状況は厳しく、有床診療所施設数の減少に歯止めがかかっていない。住民の身边にあって、地域に密着した多機能を有する有床診療所が存続し、地域医療に有益な病床を維持できるようするために、以下の項目を厚生労働省へ要望するとともに、実現に向けてのご支援をお願い致します。

1. 有床診療所回復期病床の新設

2019 年度病床機能報告によると、2025 年見込みの回復期病床は 20.8 万床で、地域医療構想における 2025 年の回復期病床必要量（37.5 万床）に遠く及ばない。地域包括ケアシステムの中で、住民の身边にあって、多機能を有する有床診療所は今後必要とされる回復期病床の機能を担っていく有用な医療資源と成りうるが、有床診療所入院基本料には回復期病床の設定がない。

そこで、現在病院にある地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟と同様形態の以下に記載する回復期病床の新設を強く要望する。

- ① 有床診療所地域包括ケア病床（新設）
- ② 有床診療所回復期リハビリテーション病床（新設）

2. 「有床診療所入院基本料」および「有床診療所療養病床入院基本料」の点数の引上げ

地域包括ケアシステムの中で大きな役割が期待されている有床診療所の病床を維持するためには経営基盤の整備、安定化が必須である。しかし、現状の有床診療所の経営状況は厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響のない令和元年度有床診療所の現状調査（日医総研）でも、患者 1 人 1 日当たり入院収入平均 18,557 円に対して、入院経費は平均 20,805 円で、患者 1 人 1 日当たり 2,248 円の赤字で、年々悪化してきており、有床診療所の施設数の減少に歯止めがかかっていない。多くの有床診療所では入院収支の赤字を外来収入で穴埋めしているのが現状であるが、近年の外来患者数の減少傾向の

中で、その穴埋めも困難となりつつある。有床診療所が存続し、地域医療に有益な病床を維持するためには、少なくとも入院収支の赤字解消が不可欠であり、早急かつ大幅な入院基本料の引上げが必要である。

3.「医師事務作業補助体制加算」の算定要件の見直しと点数の引上げ

令和2年度改定で有床診療所でも算定要件できるようになったが、元々急性期病院に対する加算であって、算定要件が従前のままであるため、ごく限られた有床診療所でしか算定できない状況にある。有床診療所勤務医師の事務負担が軽減できるよう、有床診療所に見合った算定要件への見直しと人件費に見合った加算点数への引上げを要望する。

4.「有床診療所入院基本料の注4・夜間緊急体制確保加算」の点数の引上げ

地域包括ケアシステムの中で、住民の身近にあって、多機能を有する有床診療所は夜間の緊急対応にも貢献しており、2019年度日医総研のアンケート調査では、回答施設の49.5%が「週1回以上の夜間緊急対応可能」、34.1%が「ほぼ毎日対応可能」であった。地域の救急医療を守るために、今後も同様な対応を維持していきたいと考えるが、夜間の人材確保が困難な状況があり、是非とも体制確保加算の点数引上げをお願いしたい。

5.「入院時食事療養費」の引上げ

入院時食事療養費は平成9年消費税引き上げ（3%⇒5%）時に1日当たり20円（食事療養費Ⅰ：1日1,900円⇒1,920円）引上げられたが、その後、現在に至るまで一度も見直されていない。その後の25年間には人件費・物価とも上昇し、また、消費税も5%から8%、更に10%になって、医療機関の負担も大幅増となっている。人件費は平成9年当時の全国最低賃金（全国加重平均時間額）638円に対し、令和4年度の全国最低賃金は961円と323円もの大幅増となっている。更に、昨今の国際情勢に加わり円安も進行して給食材料費や光熱水費等の値上げも著しいものがある。患者さんに負担増を強いることは心苦しい面もあるが、患者さんに満足していただける食事を提供するためにも食事療養費の引上げはやむを得ない。

資料2-1

全国有床診療所連絡協議会

茨城県 大場正二

「日本医師会 第1回 医業税制検討委員会」報告

令和4年10月19日（水）午後1時30分～3時
日本医師会館（web参加）

① 委員長・副委員長・専門委員選任について

委員長 緑川正博先生（日本医師会参与・公認会計士）

副委員長 伊藤伸一先生（日本医療法人協会会长代行）

専門委員 品川芳宣先生（筑波大学名誉教授・弁護士）

② 令和5年度税制改正要望について

日本医師会より厚生労働省宛に要望した「令和5年度 医療に関する税制要望」の全18項目について報告がった。

なお、厚生労働省が財務省へ提出した「令和5年度税制改正要望事項 厚生労働省」において、上記18項目のうち採択されたものは6項目であった。

③ 医療における税制上の諸課題およびあるべき税制について

厚生労働省医政局担当者より、上記6項目の1つである「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長」（認定医療法人制度）について下記の2点について説明があった。

- ・令和5年9月30日までの措置であるため、令和8年9月30日まで延長を要望
- ・更なる移行促進を促すため、認定から3年以内の移行期限を、5年以内に緩和することを要望

④ その他

控除対象外消費税（損税問題）について議論があったが、次回継続審議となつた。

⑤ 次回日程

第2回医業税制検討委員会 令和5年2月8日（水）16時～18時

以上

資料2-2

第1回 医業税制検討委員会

令和4年10月19日 (水)

午後1時30分より3時

日本医師会館 501・502会議室

次 第

1. 開 会 (午後1時30分)
2. 委員長・副委員長・専門委員選任、諮問、挨拶
3. 議事
 - (1) 令和5年度税制改正要望について(報告)
 - (2) 医療における税制上の諸課題およびあるべき税制について(検討)
 - (3) その他
4. 閉 会 (午後3時)

医業税制検討委員会名簿

【委員】

氏名	役職
緑川 正博 みどり かわ まさ ひろ	日本医師会 参与・公認会計士
伊藤伸一 いとう しん いち	日本医療法人協会 会長代行
品川芳宣 しながわ よし のぶ	筑波大学名誉教授・弁護士
明石勝也 あかし かつや	日本私立医科大学協会 総務経営部会担当副会長
石井孝宣 いしい たかのぶ	公認会計士・税理士
大坪由里子 おおつぼ ゆりこ	東京都医師会 理事
大場正二 おおば しょうじ	全国有床診療所連絡協議会 常任理事 茨城県医師会 副会長
川原丈貴 かわらわ たけ しげ	公認会計士・税理士
北村良夫 きたむら よしお	大阪府医師会 理事
長瀬輝謙 ながせ てるしげ	日本精神科病院協会 副会長
中村康彦 なかむら やすひこ	全日本病院協会 副会長
万代恭嗣 ばんだい やすつぐ	日本病院会 副会長
横山正 よこやま ただし	愛知県医師会 理事

資料2-4

諮詢問

医業税制検討委員会委員長 殿

「医療における税制上の諸課題およびあるべき
税制」について検討されたい。

令和4年10月19日

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎

令和5年度 医療に関する税制要望項目一覧

カテゴリー		要望項目	厚労省 令和5年度税制要望 (8/31)
医業経営	1	社会保険診療等に係る消費税について、小規模医療機関等においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、一定規模以上の医療機関においては軽減税率による課税取引に改めることを検討すること。	
	2	医業承継時の相続・贈与に係る税制の改善。 (1)医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。 (2)医療法人の出資の評価方法の改善。 (3)基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等。 (4)認定医療法人制度の延長及び拡充。 (5)出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。 (6)個人版事業承継税制の改善。 (7)新たな医療法人の形態についての検討。	○ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等 〔相続税、贈与税〕 医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定期度を前提とした特例措置について、その適用期限を延長する等の必要な措置を講じる。
	3	社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。	○ 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続 〔事業税〕 社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。
	4	医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。	○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続 〔事業税〕 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。
	5	訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。	
勤務環境	6	少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。	
健康予防	7	たばこ税の税率引き上げ。	○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引き上げ 〔たばこ税、地方たばこ税〕 国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
医療施設設備	8	医療機関の設備投資を支援する税制措置の改善。 (1)医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずること。 ①医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用とともに、適用期限を延長すること。 ②勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずること。 (2)中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること。 ①中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。 ②①と同等の新たな税制措置を創設すること。 (3)医療用機器について、(1)①の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置の選択適用ができるようにすること。 (4)中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。	○ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長 〔所得税、法人税〕 医師等の勤務時間短縮のために必要な器具、備品及びソフトウェアの特別償却制度、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備の特別償却制度、取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合の特別償却制度の3点についてその適用期限を2年延長する。 ○ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長(*) 〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕 中小企業者等が、経営力向上計画に基づき、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア、器具備品、建物付属設備等の経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除を受けることができる措置について、その適用期限を2年延長する等の措置を講じる。 ○ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長(*) 〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕 機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

* 経済産業省(中小企業庁)が主管

カテゴリー		要望項目	厚労省 令和5年度税制要望 (8/31)
医療施設設備	9	病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。	
	10	医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置。 (1)生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。 (2)医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること。 (3)固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること。	
	11	医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。	
	12	医療機関の防災・減災対策を支援するため、以下の措置を講ずること。 ①医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 ②中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。	
	13	地域医療構想実現に向けた再編計画に係る税制措置の延長等。 (1)登録免許税軽減措置の適用期限を延長すること。 (2)固定資産税軽減措置を新たに講ずること。	○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長等 【登録免許税、固定資産税】 地域医療構想の実現に向け、医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した土地又は建物に関する登録免許税の税率軽減措置を2年延長する。 また、医療機関の開設者が、当該医療機関の所在する市町村の合意を得た認定再編計画に基づく医療機関の再編であって特に公益性の高い場合に取得した建物のうち、新築または増築したものについて、固定資産税の軽減措置を創設する。
その他	14	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。	
	15	公益法人等にかかる所要の税制措置。 (1)医師会について 開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、 開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。 (2)公益法人等への課税強化を行わないこと。 (3)一定の医療保健業を行う非営利法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。	
	16	社会医療法人・認定医療法人等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し。	
	17	新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関・医療従事者に対する税制措置。	
	18	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する税制措置。	

令和4年全国有床診療所連絡協議会総会

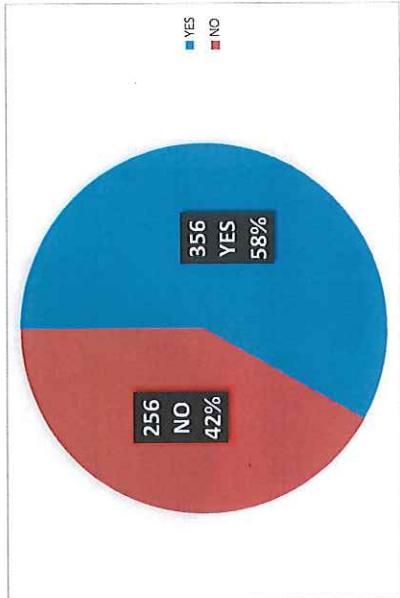
全国有床診療所連絡協議会
コロナ関連アンケート集計結果

令和4年9月集計
回答数 627件

御多忙の中ご回答いただき、
ありがとうございました！

質問1

「貴院は新型コロナウィルス感染症の
「診療・検査協力医療機関」でしょうか？

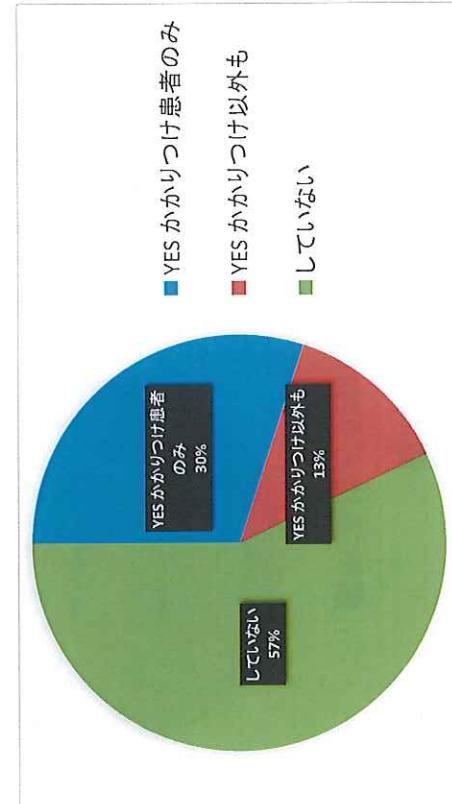


質問事項

- 貴院は新型コロナウィルス感染症の「診療・検査協力医療機関」でしょうか？
- 自宅療養のサポート医をされていますか？
- 自院で新型コロナウィルス感染症のワクチン接種を行っていましたか？
- 自院でコロナ陽性患者の入院はありましたか
- 解除後はどうされましたか
- 回復後はどうされましたか
- コロナウィルス感染症患者の入院加療にあたり、ご苦労なされたこと
- 県や国に対して意見・要望等

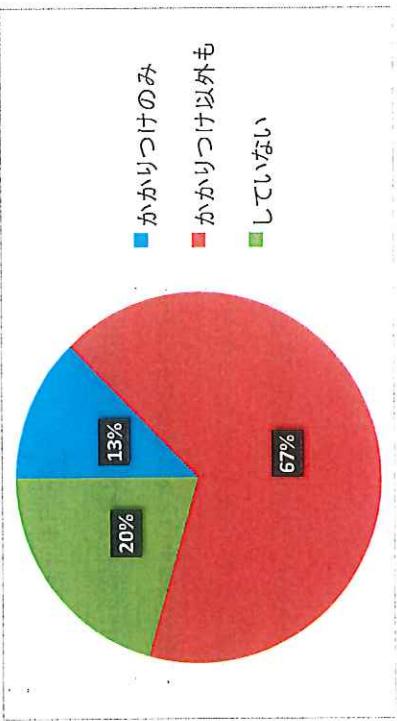
質問2

自宅療養のサポート医をされていますか？



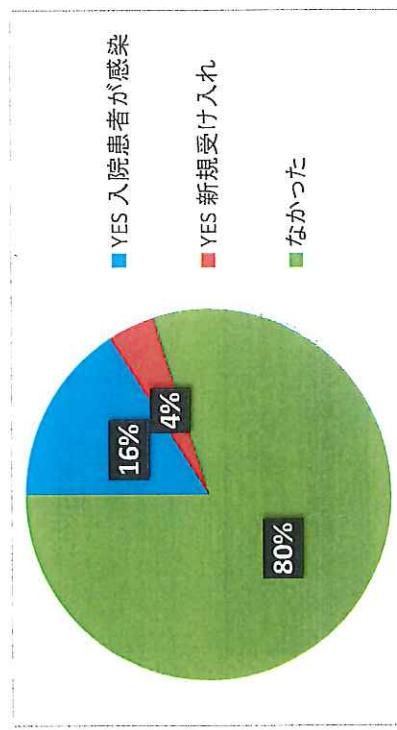
質問 3

自院で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を行っていきましたか？



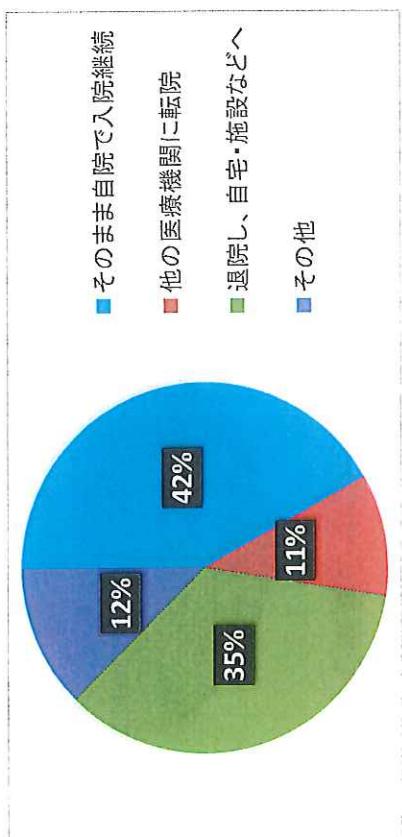
質問 4

自院でコロナ陽性患者の入院はありましたか



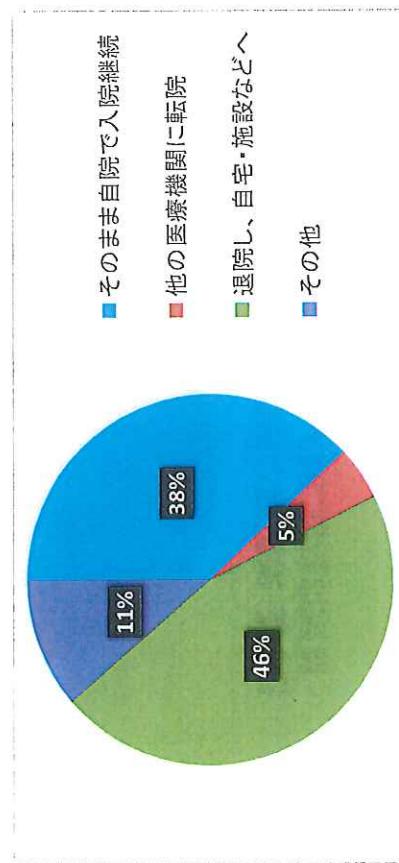
質問 5

解除後はどうされましたか



質問 6

回復後はどうされましたか



資料4-2

7. コロナウィルス感染症患者の入院加療にあたり、ゾーン分け、職員との意識共有・他の入院患者との調整など、ご苦労なされたこと、工夫して奏功したことなどがあればご教示ください。

1. 予めコロナ病床として準備した所にコロナとすでに分かっている患者を入院させると、どこからか紛れ込んで一般病床にコロナ陽性者が出現するのとでは後者の方が緊急度が高くゾーニング 等、大変手間がかかります。にもかかわらず一般病床で転院先が見つかるまでの間のコロナ診療への加算が全く無かったのは本当に辛かったです。また軽症のコロナ患者はすぐに転院先が見つかるのに、重症者や徘徊患者は受け入れを断られやすく、徘徊が続く事で院内感染者が増大した。むしろ重症者や徘徊者を先に受け入れて頂かないとクラスターは増大する。尚N95マスク全員着用でクラスター発生をかなり防ぐ事が出来た。
2. 廊下全体を天井から床までグリーンマスカーで区切り、ゾーン分けし、感染者と一般患者及び職員を分けたことで、一般患者が非常に安心でしたと言われたこと。
3. 1部屋4名のみの感染だったので外出禁止（室外）にしていました。食器等は使い捨てに変更し、飲料水等もペットボトルにし、回収しないで処理した。入室担当NSを決めて職員への感染、接触を回避した。
4. ワクチン接種に協力しようと思っている。
5. 入院前に自院でPCRを行っている。入院後発症例なし。
6. 入院患者がコロナ陽性と判明した時点で個室隔離ですが、病状悪化の際転院調整に時間がかかるため独自のつてをたよらざるを得ないため非常に苦痛です。発熱外来と病棟看護師士間でかなり温度差があります。
7. MRS A対応よりさらに厳しく施行したが職員は多数感染した。同室者が感染し、濃厚接触者になっても部屋数に限りがあり移動できない。
8. 基本コロナ陽性者の入院は受け入れてなかったが、万が一を考慮し（スタッフの感染等）、就業するスタッフをゾーン2つに分けゾーン専用（固定させて）感染者が出た場合に備えています。
9. 以前、厚生局にコロナ患者の入院を打診したが「考えていない」と言われた。老人ホームでは数人COV ID-19が発生し、1人亡くなつたが感染拡大はせずにすんだ。しかし、クリニックでの入院はスタッフがとても嫌がり実現しなかつた。
10. 自院でみている在宅患者の入院を断つたこと。その他全てが大変だった。
11. 全員の予防接種、全員の検査施行（全員陰性）
12. コロナウィルス感染症患者の受け入れはありませんが、入院中発症した例が1例あり、自宅療養に対応しました。
13. 人手不足で苦労しました。
14. 厳密なゾーン分けが厳しく（入院病棟は同じフロアのため）コロナウィルス感染症患者入院中は手術を中止にしました。

15. 陽性判明からすぐに入院、接触したスタッフ・入居者をスクリーニング検査。スタッフは大変でしたが押さえ込みに成功しました。
16. I C U (7床) では個室隔離できず。また重症管理の出来る職員チームを作ることは不可能。よって入院については徹底したZeroCoronaで対応。外来維持透析患者についても同様。
17. 当院では入院(コロナ)は他医院紹介しています。
18. 入院患者予定者、コロナの抗原検査、問診。
19. 陽性者を受け入れる(外来受診)為のゾーニングや職員研修を行いました。また保健所の方針が明確にされず、どこまでを自院で診察受け入れをしなければいけないのか不明点が多く24時間対応に苦慮いたしました。
20. 職員の感染で人員不足になり困った。
21. 透析医療機関であり、コロナ陽性透析患者も自院で空間・時間的隔離に関する工夫をして、(入院適応にならない限りは)透析を継続した。
22. 特別室1室を常にレッドゾーンとして使用できるように確保している。
23. 外来はなるだけ接触のないように保険証等の写真はLINEで送って頂き、問診もすべて電話で行った。入院は全例PCRを入院時行っている。
24. 廊下(病室の前)をグリーンゾーン設定したが、全ての部屋ごとにPPEの着用を要し、グリーンゾーンとレッドゾーンの区分が難しかった。
25. コロナ患者と濃厚接触の隔離のため、ゾーニングが複数カ所必要となってしまったこと。資材が多く必要となったこと。手間が増えたこと。
26. 産科(出産を扱う)クリニックのため、ベビーの感染対策が必要。授乳や他の育児指導を最小限にしたり、関わりが十分にできず対応の工夫が必要。なるべく陽性患者に関わるスタッフは1名にしたが、夜勤はスタッフが足らないので他の患者にも対応する必要があり人員調整が困難。
27. お見舞い、業者は病室(2F)の外で1Fで済ませるようにしております。
28. 透析の専用設備増設。
29. 2名の隔離個室を行ったが感染源が不明で、全ての患者、職員に抗原検査を3日間行ったがトイレ共有できないため個室にポータブルトイレを設置し、その都度ナースもガウン、手袋、帽子を着け外すため、食事もディスポ食器とし、とにかく仕事量が増えた。新規入院は全て断った。
30. 感染隔離解除後の入院患者さんの転院を受けておりました。
31. 患者さんの食器は全て紙皿、使い捨てスプーンにしました。ゾーン分けて予防衣、マスクなど全て使い捨てで徹底。コロナ陽性者の寝たきりの人はモニター管理し、あまり部屋に入らなくていいようにしました。
32. 入院時に必ず抗原検査を実施する。
33. 職員との意識共有。入院予定患者との調整。他病棟間の転ベッドなどは苦慮しました。職員も感染し、感染して休む者とそのために応援を依頼した者との待遇差も問題として残っています。(手当の支給など)

34. 動線の区別、ゾーニングの見直しなど
35. 食器はワンウェイ方式で破棄。
36. 血液透析ベッド33床（1ベッドは隔離ベッド）に。コロナ疑いの患者は透析していた。コロナ確定患者は病院へ移送した。
37. 今回は2階と3階で分けて陽性者を隔離した。たまたま移動が可能な人数だった為他の患者さんに感染する事はなかった。入院患者さんの数がもっと多ければ移動も隔離も難しい。
38. ゾーン分けなどCOVID19の診療の手引きを見ながら職員（Ns）が準備しましたが慣れないため、最初正しくできたか不安があったようです。
39. 濃厚接触患者が入院時抗原（-）のため当院で分娩を行った。2時間後に再度抗原をしたところ（+）となり、コロナが判明した。→濃厚接触者の分娩も総合病院で行ってほしい。
40. 透析機器付の個室に入院させ、軽快するまでここに入院させた。
41. 中等症Ⅱとなった患者の高次の医療機関への転院依頼にやや時間を要した。
42. 清潔不潔を区別することの難しさ。「肥溜めに落ちた人を扱うにはどうしたら」との例えにして対処した。
43. 完全に隔離をする事が難しかった。隔離解除の間、新規入院は延期等で調整した。職員も感染したため、人員不足の状態で勤務を行っていた。陽性患者の病室前にバイオハザードBOXを設置し対応した。
44. コロナ陽性患者の入院は受けていませんが、通院可能なコロナ陽性透析患者を自院で透析しました。リネンの消毒、クリーニングの出し方に苦労しました。業者によって取り扱い方が違うようです。
45. シャワー・トイレ付き個室をコロナ用に出来るだけ空けています。
46. 外来で陽性者に中和抗体の投与に使用しました。
47. 一般外来患者と透析患者の入口（導線）が同じため、コロナ陽性透析患者のみ透析専用出入口を仮用。時間的隔離（時間帯をずらした）
48. 当院は増築等で24H換気のかなり大きな個室が7床あり。ゾーンは分かれていますが職員が有床の為、ごく軽症の患者でないと夜間etcの対応が不十分です。今回の症例は2例とも両下肢に血栓傾向となり、食事介護が必要でしたが問題なく改善。二次感染も出ていません。
49. 透析患者の時間的な隔離。スタッフの感染対策を行ったが、家庭から持ち込まれる事が多かった。
50. 全て苦労している。スタッフの教育や感染拡大させないための努力など。
51. 入院後にコロナ濃厚接触者と判明した熱発者がいました。その際は狭いためゾーニングの作成に苦慮しました。
52. 感染疑いは駐車場で待機。職員が検査出向（駐車30台確保）。感染者外来は一般外来と入口、待合をともにゾーニング。透析室はコロナ専用に。1-3台新設。入院患者に対しては一室（4床）をゾーニング。

53. 入院病棟は18床とも同じ階なので、ゾーン分けのため2人部屋1室と向かいにある患者食堂を一体としてゾーン分けを行った。
54. 当院併設の有料老人ホームで入居者3名、職員6名のコロナウィルス患者が発生した。入居者の入院を要請したが受け入れてもらえなかった。このため併設のデイケアをいったん閉鎖し、デイケアのスペースで3名の入居者を治療した。自治体の指示に従い、ゾーン区分を行い、デイケアの職員をホームの介護にまわし、医院から2名の看護師と私で診療を行った。1名はSPO₂が低下したため、在宅酸素を導入したが、何とか14日で療養期間を終了することができた。
55. コロナウィルス感染後、島原病院入院となり、回復後に当院転院となる。
56. 食事が取れず脱水になった患者5人に点滴を行いました。
57. 「苦慮した点」隔離透析に人員が必要（外来透析を行う人員が減る）
「功を奏した点」今まで外来透析室とは別に病棟に緊急透析用として1床のみ透析が出来る部屋があったが、それを3床に増床。感染対策委員のメンバーを増やし、情報共有・伝達を図った。
58. 元来、コロナの検査協力機関ではあったが、入院、診療は行っていなかった。無症状で入院し出産後に発症。スタッフにも感染してしまった。同時期に入院していた産婦さん、スタッフ等全員抗原検査しいろいろと苦労した。完全個室（トイレ、流し台付き）だったためゾーン分けはしやすかった。
59. 個室2室での対応。入院制限。
60. 早期治療。ラゲブリオ投薬、ステロイド投与が可能であった。部屋を作ったうえでゾーンわけ、風向き調節（扇風機）による換気
61. 肛門手術の方だけ入院させている。入院当日は抗原検査を行っている。
62. 当院でのコロナ感染者の入院受入れはしていませんが、当院の姉妹様がコロナ感染された、もしくは家族が陽性で濃厚接触者になられた場合で、予定日が近い方への対応が大変でした。保健所も大変な状況の中、患者様の入院受入れ先の確保など、対応してくださり助かりました。
63. 当院は白内障手術及び硝子体手術目的の短期入院であり、今までにCOVID-19により、調整等により苦慮したことはない。ただ予定していた入院・手術をCOVID感染のため回復後まで延期した例がある。
64. 入院時コロナ陰性。産後4日目に咽頭痛あり、5日目に発熱、PCR検査で陽性、6日目に退院し、自宅療養。その後、他の患者・スタッフへの感染拡大を予防するため2週間分娩を停止とした。
65. 病棟の構造上ゾーン分けが大変だった。職員の感染者もあり勤務がかなりタイトで職員の負担がアップした。

資料4-3

8. 国や県に対して意見・要望等ございましたら記入ください。

1. 当院は、診療・検査協力医療機関ではあります。しかしながらコロナウイルス陽性と診断された方の体調悪化時の問い合わせ先に、診断をした医療機関と指定されました。当院ではスタッフ不足で対応困難であり大変困惑しております。
2. コロナ以外の患者の受け入れが多く、診療報酬の増額を要望します。
3. オンライン診療のみで発熱外来を行っておりましたが、オンライン診療の実態報告が業務を圧迫しており、簡略化ができたらいいのですが。（特に処方した投薬内容を一人一人記述するのが手間です。）
4. 患者のケアより過剰なまでの感染対策や事務作業に現場は疲弊している。ワクチンに予防効果がないのも明らか。他の多くの感染症同様の扱いで問題なし。
5. 院内でクラスターが発生し転院先の感染症指定医療機関が見つかるまで数日間自院内での加療を継続し、血圧が低下し、呼吸状態が悪化し転院が困難となった患者は数日間の自院内での加療の後、自院内で看取りを行ったが2類相当の感染症を診療しているにもかかわらず有床診では安い入院基本料しかもらはず、コロナ入院診療への加算は無く、同じコロナ陽性者を入院加療しても指定医療機関の様な多額の助成金が得られず大損害となった。陽性者を院内で加療する事となった時点で入院中は感染症指定医療機関の助成金が交付頂けないものでしょうか？
6. コロナ感染者受け入れ病院ではないので感染者をそのまま自院で看護しても点数を取れない。人員確保や危険手当、その他食器や飲料水等、かなり経費がかさんだが国や県からの補助がない。受け入れ施設への移動を希望したが、重症化の患者ではなかった為、自院で継続入院するよう保健所から言われた。補助金等がないと対応出来ない。これではスタッフの退職理由のひとつになってしまふ。
7. クラスター発生後の入院回復がないため支援を。
8. 妊婦のコロナ感染者の帝王切開の扱いについて疑問がある。病床が逼迫しているため早期退院させられており術後の診察も受けられずにいる。また生まれたベビーの受け入れを感染前のかかりつけ医に受け入れさせるのはどうかと思われる。地域の保険センター等でベビーの処遇を考えてもらいたい。
9. 一時期、薬を長めに処方してもらうなどし出来るだけ病院受診を含め外出を控えるべきとの報道が散見された。病院でコロナにかかりやすいとの誤解をまねく報道であると思う。現在においても受診控えが続いていると思う。
10. とにかく人員不足です。当院のような弱小有床診療所に入職希望される看護スタッフは現在皆無です。コロナ患者を入院させるだけのスタッフがおりません。
11. 個人の有床診では受け入れ困難。病院は受け入れるべき。
12. 対応が後手すぎる。
13. 高齢者の受診控えで収入が激減しています。R2年度の医業収入は10%減。私の手取りは300万円台でした。
14. コロナ感染症の入院加療は有床診では無理だと思います。

15. 早く5類に
16. コロナ対応をした分、評価をしてほしい。
17. 医療機関に従事する職員について、医学的理由なくワクチン接種を拒否する者に對し、現行の労働局の考えはあまりにも拒否側にあり、他の職員・患者への危険（傷害未遂すら考えられる）を考慮して管理できるようにしてほしい。
18. COVID-19、2よい4か5レベルに早くした方が入院加療し易いと思います。
19. コロナ感染者で入院の必要な方の医療圏内で手配機関の必要性、backup体制。
20. 当院は透析クリニックです。通院透析でコロナ陽性者を診ましたが、幸い入院中の透析患者に陽性者は今のところいませんでした。今後は入院も軽症であれば診る必要があると思いますが職員が動搖しています。医療機関に対して「優しい政策」をお願いします。
21. ワクチン投与回数が増えてきて、希望者が減少してきている。廃棄しないように人を集めるのが大変だ。希望者をまとめて受け付けるようにしてはどうか。ワクチン開発機関への資金の提供を増やすこと。国が責任をもって開発すべき。研究者への予算を増額すること。
22. 過剰な感染対策は不要。5類以下の風邪扱いにすべき。
23. 隔離のそこに冷房（空調）をつけたかったが、新規の感染者のためのプレハブにしか冷房（補助金）が使えず、点滴等困難なためつけてほしいです。
24. 診療所のドクターの平均年齢が高いことが考慮されたうえでのマスコミ・医療評論家の発言が不適切な点が多く感じた。
25. もともと在宅療養されている方のご家族がコロナ感染者となった場合の支援が不足している。例えば、濃厚接触者の受け入れなどについて、医療、金銭的な補助は必要だと思います。
26. 指定医療機関以外でのCOVID19受け入れに、もっと手厚い助成を求めたい。
27. 早くインフルエンザと同じ扱いにして、検査や薬が手軽に出来るようにしてほしいです。
28. 5類になる日を願っております。
29. もっと情報をこまめに出してほしい。
30. 入院患者さんで新型コロナにかかった方は1～2日熱が出ましたが、食欲もあり軽症ですみました。ワクチンは打っていたので、そのおかげもあるかも知れませんが。5類に至らえれば対応はもう少し楽だったかなとは感じます。
31. 有床診療所では検査、ワクチン接種は可能だが入院加療となれば入院区間の人的問題、ゾーン分け等が難しい状態である。
32. コロナ対応の手当など医療機関ごとにまちまちで判断に迷います。対応次第では不満にもつながるため何かご教授いただけると幸いです。
33. 岡山県透析医部会は県保健所・県感染症対策委員会と相談し、コロナ透析患者は対応計画に従って行っている。

34. 今年はPPEの支給など無かった。補助も欲しい。
35. コロナ抗原（一）であるが、状況から極めてコロナ感染が強く疑われる患者への対応→最優先でPCRを行える様に手配してほしい。
コロナ患者から生まれた新生児への対応→NICUで（総合病院）管理してほしい。
新生児室の狭さ、スタッフ数の関係上（特に夜間スタッフの数が少ないので）、隔離や管理が困難なため。
10ヶ月に入ったコロナ陽性の妊婦さんへの対応→どの保健所の管轄であっても一律にしてほしい。
36. ワクチン接種に際し、6人単位を集めるのに事務員が苦労している。1バイアル1人用とか1バイアル2人用を望む。
37. 補助金は必要最小限に留める。全てに行き渡ることは不正を招く。
38. 発熱外来の登録はなくとも自院かかりつけの患者は最低限診療を行って頂きたい。
39. 陽性者の入院療養に対しての手厚い支援がないと赤字になり診療継続不能となります。
40. コロナ陽性透析患者の通院や送迎（費用）は市町村、保健所レベルで（対応サポート）お願いしたい。
41. 重症化に対するリスク評価が点数化されればコロナ患者の初期対応の具体的な指標となり得ますが、現在の状況ではワクチン接種がどの程度の効果があるのか分かりません。ウィルス株の変異に応じて分析、結果の迅速な公表をお願いします。
42. 介護施設においては職員に対して定期的なコロナ検査を県の事業でやっているが、医療機関職員についてもやって頂きたい。
43. コロナ感染者の維持透析には人手、時間、コストがかかるが、今のところ国からも県からも経済的支援等は全くない。
44. 新型コロナウィルス感染症に対する使い易い（医療機関の誰もが）内服薬の誕生を最も支援（強力に）してほしい。5類への変更は段階的にしていくべき。2類である以上全数把握はすべき（限定でなく）
45. 発熱外来の申請、届けを行っていないが、発熱外来を整備し診療、抗原テストやPCR検査を施行している。届けない理由は、1. 一般外来が切れ目ないので予約診療が出来ない。2. 患者によりオンライン診療困難な高齢者が多いので、発熱患者全般に対応出来ない。3. 当初Her-sysの入力量が多く、時間がとれない。従つて、発熱患者は予約なしで随時診療している。それに伴いPPEに必要なガウン等の機材を自力調達しないといけないので難儀している。
46. コロナ病床を持っている病院への補助金と同様な援助がほしい。（診療した時は）
47. 防護服、フェイスシールド不足。今年当初は全てが不足していた。N95マスク不足。当番医で約100人（うち50人以上が陽性）が受診。機材が大巾に不足した。送付依頼をしてもこない。行政の対応は不十分遅い。電話をとる暇も無かった。コロナ下での当番医には応援が必要（看護職員、受付ともに）

48. コロナ陽性患者の入院があった際には防護ガウン等、備品の支給をしていただけ
ると助かります。
49. 今回、幸いなことに全員が無事に回復することができたが、デイケア閉鎖ほか相
当の赤字状態となつてしまつた。自治体（時津町）は協力的で、防護服、N95マ
スク、手袋ほか衛生用品など支援物資をすぐに手配してもらえた。ただ、県への助
成金の申請は非常に煩雑なようで、まだ手を付けられないでいる。簡略化してほ
しい。
50. 診療・検査医療機関として、診療・検査をしていても持ち出しが多くなつており
経営的負担が大きい。
51. 職員2名が感染し、夜勤がまわらなくなつた。
52. 陽性患者発生の入力が大変。早く解決してほしい。
53. V-SYS、HER-SYS、G-MIS、V-CHATなど、いろいろなインターネットを使用し
たシステムがあるのに、一体性も利便性も全くなく、開発費の無駄遣いに思う。支
援金に回してほしい。
54. 非コロナ疾患の診療をもっと評価すべし。

資料5-1

小石川養生所跡見学と令和4年度第1回有床診療所委員会開催について

日時 令和4年11月9日(水) 13:00~16:00

- ・ 13:00 日医会館5階508会議室に集合
- ・ タクシーにて小石川植物園正門に移動（約15分）
- ・ 植物園の中ほどまで徒歩移動、療養所井戸の跡地にて記念撮影
- ・ 15分ほど散策ののちに、13:40に正門に集合し、タクシー分乗で帰館
- ・ 14時～16時まで第1回委員会

※今回の訪問は、記念撮影を行うことと、その写真の日医ニュースへの掲載による、有床診療所の認知度向上を主目的としております。

資料5-2

令和4年度 JCOA 有床診療所部会全体会議

日 時：令和4年12月4日（日）10:50～15:05

場 所：TKP品川カンファレンスセンターANNEX「ホール2」

東京都港区高輪3-13-1 TAKANAWA COURT 3F

TEL: 03-5447-1201

形 式：オンラインと現地開催のハイブリッド方式

会 費：無料（日整会教育研修単位取得の場合は、申請料として千円が必要）
(現地参加者のみ単位取得可能)

明日の有床診療所を考える会

共催：全国有床診療所連絡協議会

13:00～14:00 演題：未定

講師：厚生労働省保険局医療課 松木田 瞽 先生

座長：全国有床診療所連絡協議会常任理事 原 速

14:00～15:00 演題：医療法人の事業承継における相続税対応及び認定医療法人

講師：日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

丹羽 修二 先生

座長：JCOA 有床診療所部会部会長 林 孝乾

15:00～15:05 挨拶

久光製薬株式会社